

# ハウス等整備事業

## (水田園芸・有機農業地域研修用ハウス整備型)

### 1 目的

水田園芸・有機農業地域研修事業に取り組む地域において、自営就農志向者を受け入れる経営体が技能習得のための研修を行う場合に必要なハウスの整備に対して支援することにより、効果的な研修を実践し、もって自営就農者を確保・育成することを目的とする。

### 2 事業実施主体

水田園芸・有機農業地域研修事業の受入経営体（県からの交付先は市町村）

### 3 対象経費

農業用ハウス（付帯設備を含む。）の整備に要する経費

### 4 補助率等

- (1) 補助率 1/3（市町村が1/3を補助する場合）
- (2) 補助上限額 10,000千円

### 5 事業実施の要件

- ・水田園芸用(アスパラガス、ミニトマト)又は有機野菜用のハウスであること。
- ・国際水準GAP（美味しまねゴールド等）を当該事業開始後1年以内に取得すること。